

凡例：問題 1 は，正誤の解説と問題集の問番号（例．Q149）を示す。

問題 2 及び問題 3 は，授業で使用スライドの PDF ファイルページを示す。  
問の後の数字は正解率（%）を表す。

【問題 1】 次の文が一般的に正しければ○，誤りなら×で答えよ。（2×30）

- 1 【○】 予め原稿を作成していない講演は、著作物となる。64 著作物とは表現したものであり、講演は原稿を必要としない。（2 条 1 項 1 号） Q40
- 2 【×】 防犯カメラで撮影された写真は、著作物となる。82 固定した人の考えが反映されない機械的な撮影では著作物とならない。（2 条 1 項 1 号） Q38
- 3 【○】 法人も、著作者人格権を取得する場合がある。95 職務著作として法人が著作者となることがある。（15 条） Q77
- 4 【×】 文化財として保護されている建築の著作物を改築することは、それが実用のために必要な改築であっても、同一性保持権の侵害となる。77 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変は同一性保持権を侵害しない。20 条 2 項 2 号 Q18
- 5 【○】 投稿された俳句を俳句雑誌に掲載するにあたり、選者が必要と判断したときに添削をすることは、著作者人格権を侵害しない。32 投稿俳句の世界では選者が添削することが慣習となっており、人格権を侵害しない。 Q78
- 6 【○】 彫像の頭部を表情の異なるものと取り替えることは、著作者人格権の侵害となる。95 頭部は彫像の主部であり同一性保持権の侵害となる。 Q80
- 7 【○】 著作物である木像の原作品を完全に焼却する行為は、同一性保持権の侵害を構成しない。59 作者の名誉を侵害する行為は、作品が有している印象の変更に権利侵害であり、消滅させることは侵害とならない。 Q106
- 8 【○】 著作者の同意を得て著作物が公表された場合には、公表権は消滅する。59 著作者の意志で公表すれば公表されたものとして扱われ、一度公表すれば公表権は消滅する。18 条 Q30
- 9 【×】 著作者の社会的な評価を低下させるような著作物の利用であっても、その利用が著作物の改変を伴わない場合には、著作者人格権の侵害とみなされることはない。68 結果として著作者の名誉を毀損する利用は権利侵害となる。113 条 6 項 Q19
- 10 【×】 他人の小説を無断で改変した場合であっても、客観的に社会的評価が高まるような改変であれば、同一性保持権の侵害を構成しない。95 評価の内容に係りなく、意に反して改変を受けない権利が同一性保持権である。20 条 Q107
- 11 【○】 政府の審議会の報告書も著作物となる。82 周知を目的とするものではないから著作物として保護を受ける。 Q100
- 12 【○】 資金を提供してプログラムの創作を依頼しただけでは、そのプログラムの著作者とはならない。77 創作者が著作者となるのが原則で、創作の依頼では職務著作にも該当しない。 Q64

- 13 【○】 妻が夫を撮影したスナップ写真も著作物となる。86 カメラマンでなくても撮影された肖像写真を無断で利用する行為は複製権、同一性保持権を侵害 知財高裁 190531Q99
- 14 【×】 甲社の従業員乙が、上司の指示を受けて甲社の営業秘密に関する文書Aを作成した。Aに甲社の名称も乙の氏名も付されていない場合、Aの著作権及び著作者人格権は、乙が有する。59 実際に公表されなくても、公表するとした場合に甲社の名称が表示されるならば職務著作となる。Q8
- 15 【○】 甲社の従業員である乙の発明について、甲社の発表するプレス・リリースに含めるため、甲社における乙の上司の指示に基づき、乙が説明図を作成した。当該説明図に関する著作権は、甲社に原始的に帰属する。68 業務上作成した説明図は、職務発明に該当する。15条Q131
- 16 【×】 甲社の従業員である乙の発明が、効率的な迷惑メールフィルタ装置に関するものであるところ、乙が当該発明の原理について、学会誌に寄稿し、乙の名前で掲載された論文に関する著作権は、甲社に原始的に帰属する。59 公表は、乙の名前であり職務著作の要件である甲社の名前で公表の要件を満たさない。15条Q134
- 17 【○】 甲が作曲した楽曲を乙が編曲することは、甲の著作者人格権の侵害となることがある。86 編曲は原曲に依拠し、表現上の本質的な特徴を直接感得できる物であれば、同一性保持権の侵害となる。〈東京高裁 140906 どこまでもいこう事件〉Q146
- 18 【×】 甲が行った講演について、その録音Aに基づき、逐語的にそのまま文書化した乙は、その文書について著作権及び著作者人格権を有する。64 著作権及び著作者人格権を得るには著作物を創作することが必要で、音を文書化することは創作ではない。Q6
- 19 【○】 交際相手にあてた私信という程度の手紙も著作物となる。77 私信が創作性を備えていれば著作物となる。〈三島由紀夫手紙事件 東京高裁 120523〉Q96
- 20 【○】 建売住宅は、建築の著作物とはならない。82 住宅が建築の著作物といえるためには観賞に耐える芸術的作品であることを要し、建売住宅はこの要件に該当しない。Q36
- 21 【×】 旧仮名遣いで書かれた小説を、小学校の教科書に掲載するに際して、現代仮名遣いにするのは、当該小説の著作者の著作者人格権を侵害する。82 やむを得ない改変は許容される。(20条2項) Q145
- 22 【○】 脚本家が小説に基づいて創作した脚本について、小説の著作者は共同著作者とはならない。77 小説家は、二次的著作物である脚本の原作者であり、共同著作者ではない。28条 2条1項12号Q95
- 23 【○】 株式会社の社長が社長室長に命じて、株主総会における社長の挨拶原稿を執筆させた場合、社長室長は同一性保持権を有しない。59 社長室長はあいさつ原稿を作成することも業務であり、もし公開する場合は室長の名前でなく会社の名前となるから会社が著作者となる。Q28

- 24 【○】 絵の鑑定書の中に、鑑定対象を特定するためにその絵の写真を載せても、複製権の侵害とはならない。77 絵の鑑定書には、その写真を載せることが最も妥当であり、引用として許容される。(知財高裁 221013) Q74
- 25 【×】 家具に用いられる天然木目の化粧紙も著作物となる。91 化粧紙は、工業上利用することができる意匠の対象となっても著作物とはならない。(東京高裁 031217) Q98
- 26 【×】 映画のための脚本を執筆した脚本家は、当該映画の著作物の著作者である。50 映画の著作者は、映画の全体的作成に貢献した者であり、部品としての脚本を作成した執筆者は著作者とならない。16条 Q112
- 27 【○】 コンピュータ・プログラムの著作物にバグ（欠陥）があった場合、それを修正しても、同一性保持権を侵害しない。73 利用するために必要な行為であり権利侵害とならない。20条2項3号Q29
- 28 【×】 ゲームソフトのメーカー甲社が、独立のデザイナーである乙に委託して、ゲームソフトの登場人物の原画を描いてもらった場合、当該委託契約において、著作権のみならず著作者人格権も譲渡の目的として特掲すれば、甲社は、当該原画に関する著作者人格権を譲り受けることができる。36 人格権を譲り受けることは許されない。著作者人格権は一身専属で譲渡も承継もできない。59条 Q148
- 29 【○】 カフェで、BGM として楽曲を流す場合に、氏名を表示しないとしても、著作者人格権の侵害とはならない。95 公正な慣行があり、省略しても著作者の利益を害さない。19条3項Q79
- 30 【×】 アイドル歌手が作った詩に、高名な作曲家が曲を付けて一曲の歌謡曲を完成させた場合、当該歌謡曲は共同著作物である。41 詩と曲は分離して利用できるから結合著作物であり、共同著作物ではない。Q102

【問題 2】 次の文の空欄に適切な用語で埋めよ。(4×5) 全正解 5 4 正解 18

- 1 著作物とは、【 ①思想 】又は【 ②感情 】を【 ③創作的 】に【 ④表現 】したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。  
100 2条1項1号S2-3
- 2 共同著作物とは、二以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の【 ⑤寄与 】を分離して【 ⑥個別的 】に利用することができないものをいう。  
13 2条1項12号S8-5
- 3 ゲームソフトは【 ⑦映画 】の著作物に該当し【 ⑧頒布権 】も認められるが、一旦適法に譲渡された後は【 ⑧頒布権 】は消尽し、中古品の【 ⑨再譲渡 】にまで【 ⑧頒布権 】は及ばない(最高裁 H14.4.25)。36 S3-8
- 4 既存の著作物に【 ⑩依拠 】して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の【 ⑪創作性 】がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない。32 S6-3
- 5 言語の著作物の「翻案」とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新た

に思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の【 ⑫本質的な特徴 】を直接【 ⑬感得 】することのできる別の著作物を創作する行為をいう（最高裁 130628 江差追分事件）。27 S 6-2

【問題 3】 次の問に答えよ。(20)

会社甲が属する工業会丙の講習会に、甲の従業員乙が講師として派遣され、講習会に使用する講習資料を作成し、丙名義で公表されたこの講習会資料は、職務著作といえるか否か、職務著作であるための要件を挙げて職務著作該当性を検討し、著作者を決定せよ。

職務著作とは、①会社の発意に基づき、②従業員が職務上作成する著作物で、③会社の名前で公表し、④別段の定めがない場合、に会社が著作者となることをいう。

乙は、会社甲から派遣されて資料を作成しているから、①会社の発意に基づいており、②従業員乙の職務上作成といえる。

しかし、公表は乙の属する会社甲の名前でなく、工業会丙名義であり、③会社甲の名義で公表するものではないから、④別段の定めの有無に関わらず、職務著作に該当せず、著作者は従業員乙となる。S 8-3

総評：問題 1 は 70%以上できていますので、上々です。よく頑張った人は目立ちます。問題 2 の 1 番は全員ができていました。拍手です。

平均点：62.8 最高点：86 最低点：36 標準偏差 15.1

問題 1；最高：95.5% (Q3,6,10,29) 最低：31.8% (Q5) 平均：71.7%

最高点：58 点 50 点以上 4 名

問題 2；Q1：100% Q2：13% Q3：36% Q4：32% Q5：27%

全正解：1 名 4 問正解：4 名